

# 研究通信

No. 117  
1979年9月刊  
村落社会研究会  
事務局  
信州大学人文学部社会学研究室  
(松本市旭3-1-1)

## 村落社会研究会

### 第二七回大会特集号

日 時 一九七九年一〇月一日(月)～二日(火)  
場 所 北海道河東郡上士幌町糠平 糠平温泉  
「ホテル ニュー琴月」  
共通課題 農村自治——その制度と主体

## 大会プログラム

第一回目(一〇月一日)

〔自由報告〕(報告時間三〇分・質疑一〇分)

午前九時……開会

(4) 午前九・〇〇～一〇・〇〇 余田博通「農村自治——宝塚市

第二回目(一〇月二日)

四・三〇～五・二〇 総会  
五・二〇～六・三〇 休憩・入浴  
六・三〇～ 懇親会

〔課題報告〕(報告時間五〇分・質疑一〇分)

司会 安孫子麟・東 敏雄・松本通晴・安原 茂

(1) 午後一・三〇～二・三〇 菅野 正「昭和恐慌期と産業組合——山形県庄内地方の一事例について——」  
(2) 二・三〇～三・三〇 木村武司「戦後地方自治と農村財政」  
(3) 三・三〇～四・三〇 大沼盛男「農協・自治体による農村再編と集落機能——十勝地域・士幌町の農業近代化事業を中心として——」

(4) 一一・〇〇～一一・四〇 松岡昌則「現代の村落生活における集団構成と近隣関係——福井県坂井郡坂井町高柳の事例」  
の展開過程——新潟県中蒲原郡旧七谷村の大正期の村是運動——

(1) 九・〇〇～九・四〇 本間勝喜「羽州庄内幕領の農村構造一定免制の施行との関連を中心に」  
(2) 九・四〇～一〇・二〇 不破和彦「日露戦後の農村振興と農民教化——内務官僚が描いた『模範村民』像をめぐって——」  
(3) 一〇・二〇～一一・〇〇 内田 司「日露戦後経営下模範村

西谷地区波豆ムラを中心として」

(地区研究会報告) 一〇・〇〇～一〇・四〇

(1) 東北地区研究会・大川健嗣

(2) 関西地区研究会・鳥越昭之

(3) 西部地区研究会・中村正夫

(4) 関東地区研究会および総括・島崎 稔

[討 論] 一一・〇〇～一二・〇〇

[星 食]

[討 論] 午後一・〇〇～四・三〇 (終了後散会)

以 上

## 大会会場案内

▼ 会場・宿舎 北海道河東郡上幌町糠平 糠平温泉 ホテル・二

ユ一琴月(電) 〇一五六四一四一二〇二六

▼ 宿舎までの交通案内 國鉄帯広駅にて乗りかえて、土幌線十勝三股行にて糠平駅下車。または、帯広駅下車、駅前バス停にて「十勝バス・糠平温泉行」を利用する。八月時刻表によると、國鉄

は、六・〇九→七・五七 七・四九→九・三一 一三・〇七→一

四・四七 一六・五八→一八・四二 一八・三〇→二〇・一〇

料金は五九〇円。バスは、八・〇〇→九・五二 一〇・〇〇→一

一・五二 一四・〇〇→一五・五二 一六・三五→一八・二七

料金は五五〇円。

宿泊費・参加費等

宿泊費 一泊二食 五、〇〇〇円  
宿泊のみ 二、〇〇〇円

朝 食 七〇〇円 夕食 二、三〇〇円 昼食 五〇〇円

(別途昼食券購入)

。想親会費 一、五〇〇円 (ただし、夕食の注文をしていない方は夕食費二、三〇〇円をプラス)

農村見学会 (上士幌・土幌・音更・池田)

一〇月三日 (水) 九・〇〇～一八・〇〇

参加費 二、五〇〇円 (バス・昼食代実費予定)

参加申込と変更について

(1) 九月二十九日午後五時までは、北海道大学教育学部教育社会学研究室(笛谷助手)電(〇一〇)七一一二二一一(内線三二八六)。

(2) 九月三〇日午後一時以降は、ホテル ニュー琴月内 村研事務局 電(〇一五六四)四一二〇二六へ連絡して下さい。

(3) 九月一五日までに宿泊費を大会事務局へ前納して下さい。なお、予定の二日前に取消の連絡があった場合、返送料・手数料を差引いて、お返しするとのこと。

十月初旬の十勝は朝夕の冷え込みがかなりあります。糠平は山奥ですから、さらに、冷え込むことと予想されます。寒さについての用意をよろしくお願ひ致します。

帯広までの旅行は、國鉄のほかに、東亜國內航空の東京

帶  
庄

をともなうものである。

(三便)と札幌 带広(二便)があります。

◎ お題

大会に出席される方は、本「研究通信」を「持参下さい。  
大会場では、大会プログラム・報告要旨をどくに用意してあり  
ません。

〔報告書〕

## 羽州庄内幕領における農村構造

## ――定免制の施行との関連を中心として――

大月短期大學 本間勝喜

封建社会では農業が主要な産業であり、従つて主として農民に対する賦課される封建地代の存在こそは、封建制を支える経済的基礎であつた。近世封建社会である幕藩制も一般には年貢と呼ばれるが、米を中心とする生産物地代の段階にあり、この場合、石高制と称され、全国的に土地の生産力が米の生産量で標示しており、それは地代賦課の基準となると同時に、社会全般に及ぶ支配の原理ともなつていたものである。また、この制度の維持は当然ながら米作強制

こもなうものである。農業生産技術の未熟な、従つて生産の不安定性をほとんど克服しない封建制の段階では、地代、即ち年貢の量やその賦課方法如何が、農民経営のあり方やその発展方向に大きな影響を及ぼす。日本の農家や農村の原型をなすものであつたが、この点から年貢の量と考えられる。日本では近世に至り、家族労働力を基本とする小農民経営が初めて成立し、展開したのであり、それは近代以降の農業賦課方法の問題は、単に近世期に止まらず、近代以降の日本農社会を考える上でも重要な意味を有していると思われる。

ところで、年貢賦課の方法には二つに大別される。検見取と定免の二種である。検見取は年々の農業生産の出来具合に応じて年貢量が決められる方法であり、定免制は通例或る期間を限り、その間の年貢量は農業生産の出来具合とは無関係に一定額を収取する方法である。定免制は一般的には、検見取に比して、定免制の方がより安定した処って、一般的には、検見取に比して、定免制の方がより安定した農業生産に適合した年貢賦課方法であり、歴史的にも検見取から定免制への移行の傾向が明らかである。即ち、近世初期には検見取が多く見られ、寛文頃より小農民経営の展開と共に次第に定免制の採用が多く見られるようになってくる。周知のように、幕領では享保改革の重要施策の一つとして定免制が採用されることになった。

このような近世中期以降の小農民生産の展開や農民闘争の前進と共に、特に定免制の採用は年貢量の固定化と、その結果、剩余生産物の一部が農民側に留保される可能性を一般的に与えるものであつた。このことは農民層の分解を引き起し、商業的農業経営や質地

地主制の展開を促すものであり、封建的土地位所有の解体の問題として重要な意義をもつものである。

現在においても米作单作地帯として「後進地」に属する庄内地方は、近世においても先進地に比して小農民経営の成立がかなり遅れたものと思われるが、それに比して、定免制の採用が早くから見られる。庄内藩酒井家では入部の翌年元和九（一六二三）年に領内総検地を行い、寛永二（一六二五）には定免制を施行している。全国的に最も早い事例に属すと思われる。しかし、この時は、大規模な逃散事件などにより、ほぼ十年間で挫折し、その後検見取となつては再び寛文末頃に請免制として定免制が復活し、以後維新期まで維持された。また寺社領では、それより早く最上領時代の慶長十六年の庄内総検地以降、免五ヶ取の定免制として維持されたようである。

ところで、酒井家入部時には庄内は一円庄内藩の領地であったが、その後歴史的事情から二万数千石の幕領が元禄中頃より幕末まで、主として川南（田川地区）に散在することとなつた。このうち余目領五千石（十五カ村、後十四カ村）は正徳三（一七一三）年に永定免皆金納制となつたようであり、従つて天保改革により天保末に定免制が廃棄されるまで、年季なしの永定免制として維持された。それに対し、大山領（二三カ村）、丸岡領（三四カ村）の各一万石では、幕府の享保改革の一環として享保八（一七二三）年より有年季の定免制が一齊に採用された。その後、大山・丸岡の各領の村々の一部に、宝曆（天明期）の連続的凶作を契機として検見取に復帰する

例も見られたが、多くの村では定免制が維持され、余目領の場合と同様に天保末に廃棄されるまで、ほぼ五〇～一〇年の年季による定免制が継続して施行された。なお、文化末の例では庄内幕領七一カ村中、定免制の村五カ村、検見取の村一五カ村となつていた。

このように、近世の庄内地方は後進地帯に属するにもかかわらず、定免制が一般的だつたことが明らかである。ところで、庄内藩領では年貢関係の地方史料が皆無に近く、請免制と農村構造との関連を具体的に示すことができないので、今回は幕領の事例を取りあげ、定免制の実施が、近世中期以降の農村構造にどのような変化を与えたかを、主として農民層の分解、地主制の展開、農村荒廃の発生、村方騒動の発生などを中心として、定免制の継続した村と検見取に復帰した村の比較などを考慮しつつ（全面的比較は史料の関係上不可能である）、述べてみたいと考える。

## 日露戦後の農村振興と農民教化

—内務官僚が描いた「模範村民」像をめぐって—

東北大学教育学部 不破和彦

れてはいたが、これを内務省が地方行政の基本的な思想ならびに施策としてとりいれ、定着させ、省務として実際に励行しはじめたのは第二次桂内閣の平田東助内相といわれている。

平田内相は明治四一年一〇月の詔書発布直後に開かれた地方長官会議（明治四一・一〇・一四）で「町村自治の振興」を力説している。

地方団体ハ國家ノ基礎ニシテ自治制ハ國法ノ大本ナリ……

抑々地方自治行政ノ整理ト發達如何トハ直ニ一國ノ盛衰消

長ニ至大ノ關係ヲ有ス此故ニ其整理ヲ要スヘキモノハ期間

ヲ指定シテ嚴ニ之カ励行ヲ促シ其施設經營ヲ要スヘキモノ

ニ就テハ汎ク他ノ範ト為スヘキモノヲ紹介シテ之カ提撕ニ

努メ財務ノ整理事業ノ經營両ツナカラ監督指導其宜シキヲ

制スルコトヲ期スヘシ………（内務省史 第四卷）

ここでは、國運の伸暢の基礎は地方自治の發達如何にあることを強調し、町村事務、町村財政をはじめ「其外經濟産業上のことと訓育風化のことも或は勤儉貯蓄の奨励のことも」あらゆる地方行政領域にわたって、適確かつ能率的な事務処理の体制を鞏固にし、健全なる發達をなしどけることが國家の最大要務にして地方改良の一義であることを指摘している。そして、この町村自治の官僚制的育成強化を行政策として遂行し、課題達成を図るには、町村長の積極的な自奮と役場吏員への厳しい督励はもぢろんのこと、町村住民に上から意図的な教化・指導活動をおこない、「國民の智徳を養ひ其の性情を益々向上せしめ」て彼らの自發的な協調性をひきだ

し、また、「一面に於ては産業の發達を促がし國力の充実を圖ることが必須であると強調している。

地方改良運動は、以後、大正期にかけて積極的に展開され、内務省史上に一時期を画することになるが、この政策的意図は平田内相の発言からも明らかのように、日露「戦後經營」を下からにいる「町村」の建設にむけられていた。つまり、軍備拡張をはじめ戦後經營の負荷に耐えることのできる町村財政の基盤強化をはかり、さらに、政策遂行にないし自発的に協力する「町村民」からなる「模範町村」を創出することにあつたといえよう。では、内務官僚は「模範町村」建設の担い手としていかなる「町村民」像を描いていたのだろうか。

## 〔二〕

「模範村民」の具体像を考えるためにあたって、当時、内務官僚がとらえていた「自治の本義」を内務次官一木喜徳郎にみてみよう。一木は第一回地方改良事業講習会で「自治ノ本義」と題して講演をおこなっている。そのなかで、「自治という事が国に対し独立して、各自や若くは各団体の仕事を行うという意味であつて、国に対する独立ということが、即ち自治の本義であるかの如くに思う」「庶民の権利を保障すると同じ意味で、自治体の権利を、憲法の上に保障したような時代もあつた」が、今日から見ると、決して正しい考え方とは思われぬと批判し、「自治の本義」とは、一つに「地方団体が地方団体自身の事務を行ふに就いて、己れの機関でそれを行つて

行く、國家の世話にはならぬという意味」、二つには、「自治の行政」というものは、國家の行政である。國家に対しても独立ある地位を有つて居る所の人（名譽職）が、國家の行政を行う事」で、これら二つの考え方は帰する所一つであると述べている。（内務省地方局編「第一回地方改良事業講演集上」）

こうした指摘からも明らかのように、一木は自治をなによりも行政それも國家の行政として把握しており、従つて、国民に対し「皆んなが共々に國家の進運を扶翼して行かなければならぬ。又、国事に対して親切に考えるという精神がどうしても無くてはならない。多数が共同一致して同一目的の為に働くこと」の必要性をただ強調するにすぎなかつた。一木の自治觀は内務官僚にはゞ共通したそれであつたといえよう。

内務官僚が意図した「自治ノ精神」を具えた「模範町村民」の育成とは、「公共心」「奉公心」「協同心」をはじめ「自助心」「自営心」「向上心」「公徳心」を町村民に体得させることであった。

それは権利意識または日露「戦後経営」が惹起させた体制的諸矛盾を自覺的に認識し、個としての自己主張をともわないまさしく「戊申詔書」の精神を得た「國民」をつくりだすことであつたといえよう。

### （三）

ところで、こうした「模範町村民」の養成は地方改良運動のもう一つの課題を達成するためにも重要視されていたのである。それは

は「今若し基本財産をだに造成せば市町村の經營も課税に依るの要なく、其收入を以て優に之を弁じ得べし。されば、市町村制の制定せられし、当初の本旨も市町村の歳出は先づ其財産より生ずる收入を以て之に充つるを原則となせり」とする所謂不要公課町村の理念が膨大しつつある明治国家の財政要求に耐えることのできる町村財政を確立しなければならないとこう政策的な課題のなかで、現実的な要請として高まりをみせていたことである。この期にさかんに奨励された「基本財産の造成」「産業の振興」「勤僕貯蓄の奨励」などは「不要公課町村」の実現という課題に直接こたえるためのものであった。しかし、「基本財産の造成」「産業の振興」それに「勤僕貯蓄の奨励」などはいずれも町村民の生活に政策的な改編と收奪・破壊をくわえるかたちで強引にすゝめられようとしていたことから、その過程において町村民から強い抵抗を受けることは充分に予想された。

このためにも、「不要公課町村」の確立をまさに国家発展の基盤であると認識させ——改良行政が自から誘発しかねない村民、寄生地主（とくに不在）からの反撃・抵抗さらには地主・小作関係の対立・緊張化を「國家課題」という至上命題のもとにすべてを溶解させ、——施策の遂行に町村民の諸階層が自発的に一致協力していく体制を構築するためにも、「模範町村民」の養成は「町村自治」の振興にとって欠かすことのできない課題であつたのである。

以上のことがらを地方改良運動の「模範村」の一つとされた福島県立子山村（現福島市）にみてゆきたい。

## 日露戦後經營下模範村の展開過程

—新潟県中蒲原郡旧土谷村を事例として—

東北大学大学院 内田 司

戰後期の時期には、「農村自治」は「民主化」の課題とのかかわ

りで論じられていた。平野義太郎氏は、農村の民主化を農村自治制度の民主化ととらえていた。平野氏は、「地方公共団体の基礎単位たる村、その内部構成の基礎たる大字（大部落）、区（中部落）、小字（小的落）、その相互の内部編成」の双方をもつて農村自治制度とみていた。それは、「明治二十一年の市町村制によって……新しい町村が最下級の行政区画であると同時に形式的には自治体の性格も兼ね具えたにもかかわらず、これは旧来の村が有していた協同的自治機能をすべて継承したこではな」く、「新制度は……行政区画としての国政委任事務を中心とする機能……と、村民の個人的な農家経済と不可分に結びついた協同的自治機能との分離を完成したのであって、前者は新制度によつて成立した抽象的公法人としての町村に引き継がれ、後者は公的な性格をもたぬ私的な協同的自治体としての部落に残された」からである。であるから、平野氏にとって、農村の民主化は、この農村自治制度の民主化にほかならず、その内容は、「政治闘争の基盤としての部落組織の民主化と民主的部落組織を基礎にもつ村政への圧力」であった。そして、その「民主化運

動の推進力として」、農民組合運動がとりあげられたのである。

また、蟻山政道氏も、「今までなく日本の置かれている現在の客観的事情」は、「日本の民主化の問題であり、「これらの変革が所期の目的を達成せしめられるか否かは、主として農民又は村民の自治能力の有無にかかって存する」という認識のもとで、農村自治の調査・研究の目標を、農民の公共的行政的能力としての「農民の自治能力」の測定に定めたのである。

私も、農村自治の問題は、時代時代における課題との関係で問題にされなければならず、現在の農村自治の問題は、広く地方自治体における住民自治の確立の課題の一環として研究される必要があると考えている。そして、その第一の課題は、昨年度の村研での不破・新妻報告のように、農民の地方自治体の統治能力の獲得過程のメカニズムを明らかにすることであろう。しかし、第一の課題として、戦前、上からの支配機構としての官治的農民自治制度（それを支えていたのが農村自治制度の地主支配であったことはいうまでもない）のもとで、農民が、どのような過程をへて、前述した戦後期の農村自治制度の民主化の課題を担うる力を獲得したのか、していかなかったのかを明らかにし——このことは、先の蟻山氏の農民自治能力の測定ということと違う——、それが現在の地方自治体における住民自治の確立という課題の一環として問題にされる農民自治とがに關係するのかを明らかにする歴史的研究をする必要があると思われる。

この第二の課題に、新潟県中蒲原郡旧七谷村を事例とし、実証的

にとりくむことが私の課題である。この旧七谷村は、明治四十三年

二月に、内務省より地方改良運動における全国的模範村として選奨され、大正期に入つても新潟県などより模範村として選奨されるなど、戦前における上からの支配機構としての官治的自治の模範村であり続けた村である。にもかかわらず、旧七谷村は、また、模範的な上からの支配機構としての官治的自治のもとで、大正時代の中ころより小作争議が起り、それが昭和期の農民組合運動をへて、戦後期に「村政問題」（一時期農民組合が村政をにぎる）にまで発展した村でもあったのである。この上からの支配機構としての官治的自治のもとで、その村政をくつがえすまで歩んできた、戦前の旧七谷村民の自己形成の道をたどり、それが地方自治体における住民自治の確立の一環として問題とされる現在の農村自治との関連でどのような意義をもつていたのかを検討することが、先の私の課題の具体的な内容になる。しかし、今回の報告は、そのすべてにわたって行うことではできず、地方自治団体の振興運動である地方改良運動の中で模範村として選奨される→大正期の村是運動→小作争議の発生、までの経過を追い、どのような要因で模範村になりえたのか、そして模範村とは、また、大正期の村是運動は旧七谷村民にとってどのような意味をもつたのか、さらに、模範村のなかから何故に小作争議が発生せねばならなかつたのか等々を検討することが、その内容となる。

## 現代の村落生活における

### 集団構成と近隣関係

#### —福井県坂井郡坂井町高柳の事例—

東北大学教育学部 松岡昌則

現代の村落研究における課題の一つに、地域連帯再生の問題がある。それは住民の側からの村落の再編成（再組織化）の可能性をめぐって、村落再編の担い手および活動の性格規定と連帯基盤の究明がはかられているのであるが、とりわけそこでは、地域居住組織の現代的意義の解明が重要な鍵を握るものとなつてゐる。本報告は、以上の点をふまえながら、村落生活協同の変化の過程を、農民が形成する集団の構成とその基底に存する近隣諸関係との関連において提えることによつて、現代における地域連帯の諸相を明らかにすることを意図している。

坂井町は福井平野の北部に位置し、昭和五〇年センサスでは耕地の水田化率が九七・三%を占める典型的な単作農村である。昭和三〇年三ヶ村の合併、同三一年木部村の合併、そして同三二年の木部村の一部分村の経過を経て現在にいたつているが、高柳はこの木部地区の中心部落である。もともと木部地区は九頭龍川と兵庫川の河間地帯にあたつて、周囲を堤防にかこまれた輪中の性格を強くもち、ひとつの地域的結塊を形成していた。しかし現在では、高柳を

含む西側九部落が坂井町に、東側八部落が三国町に属し、本部地区のまとまりを複雑にしている。

さて高柳は戸数七一戸、うち農家六一戸非農家一〇戸であり、本部中心部落として各種の施設が配置されている。農家の一戸当平均耕作面積は一・六二一町であり、福井県では上位に属する。もつとも第二種兼業化への傾斜はいちぢるしく、専業農家はない。

ところで、農民の生活過程を考えた場合、その基底に生産・労働があるが、それを具現化する過程に農民相互のつながりが介在する。まず農業をめぐる農家相互の関係をみると、高柳には「機械仲間」と称する農機具の共有関係があつて、それぞの農機具ごとに、二戸から五戸程度で、部落内縦横につくられている。昭和五三年の総数三四のうち、部落外との関係は五件であり、うち四件は妻の実家、一件は妻の妹の嫁家との関係である。また、部落内仲間の構成は、

五反未満層の形成はないが、各階層にまたがり、結合契機は本分家、

親族〔内ナリ〕そして「班」である。個人的「友人」関係だけを契機とするものは一件にすぎない。このほか農業をめぐる仲間に、養豚仲間、農作業の共同仲間等がある。

さらに農外場面での関係をみると、高柳では農家の副業として、旧くから繩の生産がおこなわれてきた。現在、高柳は三戸の繩加工機械所有者を軸に、繩生産者が三つにグルーピングされている。このグルーピングは、加工機械所有者の移動につれて変化してきた。そして変化させてきたものが、家における資本の蓄積と家族内余剰労働力の存在、および粗縄を獲保するための村落内地位であった。

このほか種々の農外就労の形態があつて、就労先をめぐるいくつかのグループがつくられている。

このようなそれぞれの生産・労働をした関係は、高柳では、あくまでも日常の生活をめぐって形成されている基盤にもとづいてとりむすばれている。それは日常の交渉関係といいかえてもよい。非農家でも、住職、自営建具商、高柳郵便局員、役場木部支所事務、農協木部支所、木部小学校用務員等が部落内に仕事場をもち、また部落外に仕事を求める人々も、それぞれに交渉関係をもち、生活の種々の側面で、高柳構成員として部落生活に組み込まれている。これららの主要なものは、部落運営をめぐっての種々の普請・行事はもちろんのこと、下部機構としていわば村組の機能をもち、寺の壇家を中心とする「同行仲間」がおこなう行事への参加、そして班の仕事や行事への出役・参加である。

高柳の部落運営は、戦前までは「頭分」と呼ばれる地域支配層を中心としておこなわれてきたが、戦後は選舉による「行政委員」一〇名に移り、それまでの頭分以外の家からも選出され、かなり広い村落内階層にわたって組織されている。また、かつては冠婚葬祭に主として機能した同行仲間が、村落生活のなかで重要な役割を担っていたが、昭和三〇年以降次第に機能を縮少させ、かわって村落行政下部機構としての班が重要性を増大させていくことがうかがえる。この班の仕事は、現在、祭りの轍立て、村人足の割当て、米の出荷旅行・レクリエーションにおよび、冠婚葬祭時は同行仲間について参加が要請される。そして班長は輪番である。

これまで述べてきたような生活協同の存在は、いわば農民の側から地域生活への対応であり、単なる国や地方自治体の行政支配下部機構としての機能をはたすだけのものではない。行政支配にたいする村落レベルでの地域対応であつても、その基盤に日常接觸などもなう住民相互の交渉關係があつて、伝達や活動のための組織が、村落組織のなかに組み込まれている。そして現在の村落生活においては、村落全般にわたる私的な、その意味では必要に応じてつくりあげられた協同組織（主として村組）が、協同の契機の減少とともに、その機能を縮小していくことにたいして、村落行政の内部運営において、公的にまず第一に機能していた班——近隣組が、生活面における互助協同場面を増大させてきていることを知ることができる。それは新しい分家や来住者による戸数の増加とともにあって、家数や家並を本来的な編成基準としない村組——同行仲間の活動に障害を生じてきたことと同時に、家の自立性の進展によって、「対等原則」がある程度一般化したことによるものと考えられる。そして「対等原則」をよりはつきりさせた形での近接居住による交渉の度合によつて組織される比重は、ますます増加してくるといえるのではないだろうか。さらにそのことはまた、生活協同の関係が、より近隣としての日常接觸の可能性にもとづいてとりむすばれるようになることを示しているであろう。高柳における親族交渉が、もともと部落内婚が多く、濃密であったとはいえ、親等の差よりも、近接居住のもたらす生活交渉の日常性に左右されることもこうした脈絡で考えられる。そしてこのような条件のもとで、「在所同窓会」「

「同級生仲間」「お花のグループ」「酒飲み仲間」（旧くは「湯番」「モーター仲間」）等の個人的な仲間集団も、そうした基盤のうえに形成されることになるのである。機械仲間にみられるような生産・労働をめぐる仲間の形成も同様である。

もちろん高柳住民の全生活場合においては、部落外社会へその充足を求める動きが増加していることはいうまでもない。ただ、距離的には、高柳は三国町中心街に近く、また三国町が坂井町よりも施設の集積が多いことから、三国町とのつながりも多く、坂井町を意識するのは、地方自治体としての行政施策に關わる事柄がほとんどである。さらに、福井市中心部まで車で四〇~五〇分ということもあって、直接県都まで出ることも多い。しかし、そうした動きは、生活のいわばフィジカルな便益性を求めての選択的な動きである場合がほとんどである。その意味では現在といえども、家や部落に即した生活の質において、やはり村落内関係を無視することはできない。したがつて地域連帶を考える場合にも、これまで述べてきたよくな隣の諸関係を媒介とした居住組織は重要な意味をもつのであって、村落の再組織化といふことも、近隣を核とした諸組織の累重と横の連絡において考えられなければならないだろう。その意味でも、日常的な生活過程の分析にあつては、こうした日常的な対面的交渉を持続させ変化させる基底要因の分析は不可欠であろう。

## 昭和恐慌期における産業組合運動

### —山形県飽海郡北平田村の場合—

宮城教育大学 菅野 正

昭和恐慌期における産業運動をここでとりあげるのは、大正末期から昭和初期にかけてあれほどのかなりをみせた小作争議が、大勢として、なぜ急速に戦時体制のもとにとりこまれていったのか、この転化を規定した農村内部の動きはどうだったのかを解明するための一つの素材を提供するためである。

全国的にもそうであったが、山形県の庄内地方、とくに飽海郡の農村には、大正末期から準戦時体制期（一九三七年頃まで）にかけて、地主や農民の間に、大きくわけて三つの動きが組織として活動していた。一つはいうまでもなく小作争議である。その主要な担い手は、庄内では最底限の生活の維持を求める零細小作農層よりは、わずかながら農業における経営利潤を求める「小自作ないし小作上層」であった。他の地方に比較して、耕作権が相対的に強い権利であった庄内地方では（昭和初期の耕作権の譲渡は上田では四斗俵十五俵ぐらいで行われた）、経営規模の大きい小自作ないし小作上層は、村落においてもかなり大きな発言力をもっていた。小作農民が圧倒的に多い飽海郡では、彼等は零細小作農を輩下にひき入れながら、部落ぐるみで地主への抵抗を行なったのである。飽海郡の小作争議の多くは、主な原因是、小作争議を「村寄会」

と全く同じ仕方と感覚で運営することができた点にある。飽海郡の小作争議の特徴は以下の二点、つまり、①小作争議が小自作ないし小作の上層をリーダーとしてその経営利潤の追求を目指して行われたこと、および②争議が部落「耕作人組合」の形成という部落ぐるみの闘争形態（村寄会の幹部がそのまま耕作人組合の幹部になっているところが多かった）をとったこと（このことは耕作人組合が日農その他の全国的農民組合への系列化をすすめていった時点でも、部落の底辺の活動状況は同じ要素をもちつけた）であった。このことは、飽海郡の小作争議を「ありあげた大きな要因」とすると同時に、またその「限界を規定する要因」でもあった。とくに後者の点については、本研究発表の主要テーマである耕作地主ないし自作農中心の産業組合運動との関連から、改めて考えてみる必要がある。

飽海郡（庄内）のもう一つの運動は、きわめて活発な地主の組織的活動である。庄内は有名な「大地主地帯」であり、本間家（大正十三年時点で一、七四九町）と鶴岡の殿様酒井家（同じく一五四町）を中心に、大正十三年時点で五〇町以上の大地主は飽海郡（酒田市を含む）十五人、東田川郡二〇人、西田川郡（鶴岡を含む）十五人、庄内三郡合計で五〇人に及んでいる。彼等は小作料の高額化と安定的収穫を目指した「庄内地主的活動」と、庄内唯一の商品である米の流通利潤（倉庫業を含む）の「独立」という二つの目的にむけて、明治以降をわめて活発な活動を展開してきた。明治中期からの乾田馬耕、明治以来から大正初期中期にかけての耕地整理と水利事業、明治二六年以降の酒田米穀取引所（山居倉庫）および二八年以降の鶴岡米穀取引

所（鶴岡倉庫）などがその主な活動であった。これらの諸活動をバックアップするため、大地主は各郡農会とともに、鮑海郡農友会】

西田川郡興農会（および三郡協議会）をつくって、一方では彼等の活動

を郡や県の公権力の支援体制のもとにおくとともに、彼等の活動を各村の耕作地主や自作上層にまで下降渗透させることをはかつてきた。

大正末期に小作争議がはじまるによつて、地主活動は、生産的活動と米の流通利潤確保という前述の二つの領域に加えて、小作争議対策という新たな活動が重要性をおびてくる。この時期になると鮑海郡では乾田馬耕と耕地整理が完了してからかなりの歳月をへており、これに伴つた稻作技術が生産農民層一般に下降定着して、地主の生産的活動の重要性が低下してくる。したがつて大正末期の地主活動の中心は、山居倉庫を中心とする米の流通利潤の確保と小作争議対策にもつぱらしほられてくる。小作争議としては、①地主、中立、小作三者の話しあいで小作料を合理的に改訂して大争議の発生を回避しようとする協調組合的な鮑海共榮組合活動（成立は大正一三年、昭和三年、同一四年の三回）、②争議における地主の足並みの乱れをふせぐことを名目に、対農民経合活動の正式の地主協議機関として発足した「鮑海郡農事組合」（昭和五年六月）、③各地主が自己の所有地を出資して小作地経営と管理を行う会社をつくり、小作団体との交渉を括して引き受けけるほか、土地売買等の経営をも行おうとした「昭和土地株式会社」（昭和三年からこの動きがあり六年に発足）をあげることができる。（これから地主活

動については、菅野「近代日本における農民支配の史的構造」のなきで大略述べてある）

これら地主と小作農民の活動に夾撃されながら、体制に順応して次第に勢力を獲得してきたのが、耕作地主、自作、自小作上層中心の産業組合運動である。彼等のリーダー達は、自分達の作った米の流通利潤を完全に独占している大地主の拠点山居倉庫に対して大きな反感を示してゆく。生産農民が団結して米の貯蔵・販売の実権を地主の手からもぎとることが産組運動の直接的、かつ具体的な目標とされてゆく（もちろん、これと平行して信用事業、肥料を中心とする購買事業も重要な産組活動のねらいであった）。この点では小作運動と歩調をともにしうる側面をかなりもちらながら、しかし現実には違つた運動として展開してゆく。その根本的な分岐道は、農民救済の主なる方法を、農民運動が小作料の軽減に求めたのに対しても、産組運動では、自分達の手によって、自分達の作った商品（米）を高く売り、必要な生産資材や生活資材を安く買ってゆく経済活動を求めていたことが第一点。そして第二点は、産組運動がそのリーダー層にとってはきわめて明確に農本主義的志向と一体のものとしておし進められた点である。大正末から昭和恐慌期にかけての産組運動は、地主豪農の庄内では至難のことであったが、先駆的に産組運動の火をかかげたのは、山形県自治講習所の第一回卒業生で加藤元爾の愛弟子、山本武夫（東田川郡新堀村）と波谷勇夫（鮑海郡北平田村）であった。北平田産組成立後、北平田信用組合の成立は昭和二年、四種兼営の産組への移行は昭和五年、産青連の第一の活動家伊藤惣次郎も

自治講習所の出身者である。彼等はいずれも小規模な耕作地主層であり、加藤の影響をよく受けていた。

大正一二

こと、などであった。

北平田における産組運動の展開は、当時北平山村の収入役であった実力者渋谷勇夫を中心として成立運営されていった。その背景をなしたのは、其業組合の活動による小作料の改訂（昭和二年時点）によって、北平田の農民運動は事实上勢力を失つてゆくが、その農民エネルギーを事实上継承してゆくことに成功したことであった。

北平田の農民運動のリーダー庄司柳蔵のもとで活動した幹部が、かなり多く渋谷勇夫の産組運動の幹部として活動している。この二つの運動が事实上継承關係をもちえた原因としては（ただし地元農民はこの二つの運動を全く別個な運動として認識しているし、産組運動が活発化しても小作争議が全くなくなつたわけではなかつた）、

①小作運動も小自作や小作の上層中心の營利潤の追求を目指しており、この点、産組運動に同調しうる面をもつていたこと、②小作運動の部落ぐるみ的性質が、リーダーの交替によってそのまま産組運動に引きつがれ易い性質をもつていたこと、などをあげることができる。

しかし産組運動と小作運動との間には大きな違いがあった。それ

ゆえにみてきたその主なる粗い手層の相違のほかに、②農本主義的志向と運動の中心にすえていたこと、③体制変動のなかで革新官僚を中心とする新しい農民掌握の機関、つまり国策の遂行機関として産業組合が正から育成強化されてゆくこと、および産組内にこの上からの育成強化を受けてたつ適合的リーダー層が存在した

しかとしてもあれ、絶対的ともいえる地主王國の庄内において、産組運動の展開が可能となつたのは、何といつても小作争議の洗礼によって生産農民の勢力が相対的に上昇し、地主勢力も相対的に低下して生産農民に対する何らかの妥協を求めるえない状況の変化があつたから、および体制の変化がその運動を始めたからである。飽海郡（庄内）の産組運動の特質は、基本的に、①地上運動および社会体制と農民主体との新たな関係の展開という視点を中心として追求してゆかなければならない。本報告では、このような視点から昭和恐慌期における飽海郡の産組運動を、主として北平田産組に焦点をしぼって、その意義と特質をみてゆきたい。

## 戦後の地方自治と農村財政

山形大学 木 村 武 司

課題は、戦後日本の地域社会をとりまく地方自治の状況を、その財政面から概括的に考察することである。ただし、この場合、日本本主義の歴史的發展の特例性という観点に重きがおかれる。つまり、ひとたびは古典的・ブルジョア的地方自治・財政を自主的に成立させつつやがてこれを修正し再編成していく先進資本主義国・イギリスとは対比的に、後進資本主義国・日本においては、中央国

家がつねに「近代的・先進的」なものを~~先取り~~するという~~偏倒~~した形で地方自治・財政制度を形成し展開しのちには~~再編成~~してきたのであるが、この場合、戦後日本の地方自治・財政を、このような歴史的展開の帰結として把握し、検討したい。議論の展開はつぎのとおりである。

## 一 地方自治と財政、その歴史的展開

まず、近代の地方自治が近代国家の一分肢であることを確認したうえで、古典的・ブルジョア的地方自治の財政像を理念的に指定する。つぎに、先進資本主義国・イギリスにおいて、自主的に成立してきたこの古典的地方自治・財政の~~モデル~~が、二つの要因——地方行政の変質・都市と農村の対立——を契機として、どのように~~變容~~し、中央集権的なものに再編成されていったか、を歴史的に総括する。

## 二 日本の地方自治と地方財政の戦前と戦後

地方自治を制度としてみるとかぎりは、不完全な、つまり官製的・官治的性格をもつた戦前の自治制（明治地方自治制）と、新憲法、地方自治法にもとづく完成された戦後の自治制とは、明らかに~~対比~~的である。しかし~~地方財政の面~~からみると、この対比的な像はかなり~~修正~~される。つまり、第一に、この明治地方自治制は~~それなりの近代的自治の成立~~であったこと、第二に、この自治制を支えた地方財政は、「富國強兵・殖産興業」の国策の一環として機能したこと、

第三に、この地方財政は、自治制とともに、大正期後半から動搖・解体はじめ、昭和恐慌から日中戦争に至る過程で中央集権的なものに~~再編成~~されたこと、そして最後に、この再編成された地方財政構造が、戦後の地方自治制を支える基礎となつたこと、を明らかにする。

（以上は、「研究通信」一一六号における拙稿を参照されたい。）

## 三 戦後の地方財政の位置——自治と集権化——

戦後の自治制と集権化された地方財政とのかかわりについて、第一に、一方では戦後民主化とともにあって地方自治制においても自治的財政制度においても（シャウプ税制勧告）めざましい前進がみられたが、他方では中央集権的な国家権力機構と財政構造が基本的に受け継がれること、第二に、この国家権力・財政機構は、これらの民主化を~~醸育~~して「民主主義国家」としての装いのもとにむしろ膨大・強化されたこと、第三に、この権力・財政機構をとおして諸施策（いわゆる高度経済成長政策）が全国的に躍進されたこと、そして最後に、地方自治体とその財政は、地方交付税・地方債をテコとする集権的財政メカニズムをとおして（つまり、戦前におけるような行政的・権力的な統制手段によってではなく経済的・間接的な手段によって）、これらの諸施策に動員されたこと、を明らかにする。あわせて、~~この中央集権的メカニズムの日本の特殊性~~についてもふれたい。

#### 四 戦後の地方自治と農村財政

この高度経済成長が農村を徹底的に変化させたことを念頭において、第一に、地方財政調整制度を中心とする戦後の地方財政機構が、他方での自作農創設事業——農地改革、食糧管理制度と相俟つて、かつての農村問題、とくに農村財政問題をどのように変質させたか、第二に、戦後の地方自治と地方財政が農村においてどのような役割を演じたか、を検討する。

##### (五) 地方自治と「農村自治」

むすびに、「農村自治」論との関連で、現代において地方自治といふものをどうとらえるべきか、について二・三の私的見解を述べたい。

##### 農協・自治体による

##### 農村再編と集落機能

——十勝地域・士幌町の農業近代化事業を中心として——

北海道立総合経済研究所 大沼盛男

##### 一、課題

かつて栗原百寿は改革後十勝農業の性格を次のように述べている

(『日本農業の発展構造』一九四九年)。

「十勝農業は北海道での最も北海道的な地帯であつて、北海道農法（畜力リラウ耕・筆者注）にもとづき最も堅実に発展した大規模耕作の自営という北海道農業經營の特質は、十勝農業において最も現われているのである。十勝畑作大經營は北海道農業の代表者である」と規定した上で、戦前の地主的土地位所有の戦後農村社会構造への投影では「地主的土地位所有の意義は經濟的に比較的低く、「むしろ上層農家としての經營的優越が第一義」で、「その意義は基本的には自作地主としての上層農家の本家＝地主的な農村公社支配の補充手段として貫徹している」としている。さらに戦後の階級構造の頂点に立つ富農層を「全体として自営小農（中農層）的である」としその役割・性格を「社会的には本家＝地主として農村の顔役的支配者であり、さらにその農村支配を基盤として農業会その他の……機構に喰い込み、かくして經營的前進の停頓を独占資本への寄生的な結びつきによって、補充・代位している」規定している。これら富農層の性格から戦後の本道農民運動は「日農に対する農民同盟」の優位という北海道農民運動の特殊的現象が説明される。北海道における農業会系統の「農民同盟」のヘゲモニーはこの北海道型富農に立脚している」と断言する。

いま戦後三十年を経過し、その間に高度成長という資本の高蓄積と他方では農業・農村を激しく切り裂いた事態をまねいた現局面

に立って栗原の規定した十勝農業をみると、自営小農的な限界はより強く上向農民を支配しており、農村内部の社会関係はかつての本家・分家関係が稀薄化した反面、新しい大型機械耕体系の個別的・集団的導入によって、栗原は機能集団として再編され、さらに富農層は農協・自治体の新しい藩屏として、その人脈に流れおり、戦後の近代化農政の積極的推進層として生きづいている。とくに十勝農業は稀にみる戦後農政の立案過程の先駆者であり、近代化農政の実践者・典示團としての役割を負わされつづけている。

こゝでは、十勝農業の戦後展開のよりすぐれた典型として士幌町をりあげ、戦後近代化農業の地域的実践者として経緯と、それぞれの画期における農村再編政策の導入がどのような視角で受けとめられ、それを農民は自らの条件にどのように組み入れていったかを分析しようとする。とくに農業近代化政策の立案・浸透過程にあらわれる農協・自治体の役割为重点をおきつゝ、その対応として栗原・および農民諸階層の対応を問題にする（以下紙幅の関係から士幌町の主要事業に限定して触れるに止める）。

## 二、士幌町農業の展開と農村再編諸事業

### (1) 「農地適正移動対策」の先駆的試み

士幌町の戦後展開の特徴の一つに「農地適正移動対策」にみられる行政主導型の農地管理がある。離農による跡地取得について、近傍の中層以下農家層（分解岐点限農層）へ積極的に農地を集積させる事業を昭和三五年、町独自の事業として出発させたものである。

これに「農地取得資金」の貸付認定を優先させ、「なき融資」として農協アロペー資金への利子補給制度——「農用地拡大資金利子補給事業要綱」を援用する。これは個別農家の集団化→地域の農地集団化→密集地からの移転を含む広い領域をとらえている。これはのちに北海道独自の「農地等適正移動対策要綱」のモデルとなり、昭和四十年代の「農地管理事業團構想」の原型となつたし、現在農法による「農地移動適正化斡旋事業」に引きつがれている。自治体レベルの施管の中央政策への反映として注目される。しかしその反映は階層選別の基準に解消されてしまった。

### (2) 「開拓パイロット事業」と総合的「農地交換事業」

農地流動化対策と合せて未利用地の耕地化を進める「開拓パイロット事業」が全町耕地の三〇%に近い増反を実現し、さらに第二次構造改善事業と同時に「農地交換分合事業」が導入される。これは単なる交換分合でなく、農地の集団化とさきの適正移動が結成され離農跡地と開拓事業による増反地をプールして規模拡大させることろに、農地管理の中層規模農家の育成理念が表現されている。

この集団化は従つて、当事者間の移動に止まらず、一つの農地移動が他の移動を誘発する関連移動をともない、そのため、栗原内閣議が不可欠の前提条件となる。全移動が町の過半の地積をとらえることから、全集落・全農家に村ぐるみ農地管理の意識が徹底化する段階である。

### (3) 農地買占め問題と「農地保有合理化事業」による農協の先行的 土地取得

以上の事業は上として行政上導に農協が一部関与するという限定的なものであったが、昭和四十六年以降、農外資本による土地買い占めが激化するに及んで、農地問題に農協が積極的に分在してくる。

「農地保有合理化法人」に農協が指定され、それまで農協有だった旧軍馬飼料用牧野の活用のほかに、離農跡地のうち引き受け手のない農地を農協は積極的に保有し、一部は農民へ再配分、他は農協有としてのちの「リース制農場」の土地として準備する。前者の先渡しまでの資金関係の利子は町で負担するという形態を通じて、農協・自治体による農地の包括的管理体制が確立する。

#### (4) 機械・施設の拡充と農協主導型「リース農場制」の形成

農協の施設・機耕導入の視点は畑作農業の大型再編への志向と、生産、加工、流通システム化への展望、その基礎となる「リース制農場」の創設によって方向づけられる。大型施設については農協有を基本とし、合理化穀粉工場（昭和三〇年）以降、第二次構造改善事業、地域特産農業推進事業、農村施設総合整備事業、特産物生産団地育成事業などあらゆる近代化事業を網羅して新鋭の施設づくりを図った。食用馬鈴薯集荷貯蔵施設（定温倉庫、消費地貯蔵など）、コバルト60放射線施設、ボテトチップ工場、フレンチフライ工場などのはか、圃場と倉庫の輸送のためコンテナ、大型トラックなどがそれである。さらに共同利用集団には大型機械、付属一式の農協貸付制度（リース）がある。

とくに注目すべきは「リース制農場」の創設である。この特徴は農協取得の未墾地に土地改良を加え、草地造成を行ない、住宅、施

設（畜舎搾乳施設など）を装備し、機械はさきの貸付制度で農場を一括してリースさせる仕組みである。肉牛団地、酪農団地（50頭、50ha規模）がそれである。

### 三、十勝農業の近代化の到達点と課題

士幌にみられる十勝農業の近代化は、その始点においては、戦後自作農の自立化への模索がこめられており、中層規模農家（自営小農的）の育成強化が『地域農業再編の理念』でもあった。しかし、これらの近代化過程が戦後資本主義の強圧的な蓄積機構と、農民収奪の新たな軌道が強行されるとき、依頼すべき農民層の主体が常に分離と落層の危機に陥り入れられ、分解は一種の不可抗力であり、それが自体が進歩の道とされる状況を生んだばかりでなく、戦後民主化の一翼を担った農協・自治体担当者にも排除にもとづく集落再編が、意識する所がないにかゝわらず、自己運動をくり上げた軌跡を以上の一地域農業に発見する。

しかも、現在このような高位生産性農業の内側にひそむ矛盾が顕在化し、例えは地力のおびたゞしい減耗、過疎化と激しい労働力流出による生産組織のいびつな編成、その解体と変質の交錯の中に、いま、土地と労働力の龐大な浪費がくりかえされている。

しかし、今日の十勝農業を再生する課題として地力維持構の確立を求める方策が、堆肥交換、スラリー輸送、交換耕作、輸作の再構成など多様な個別の、地域的複合の道として追求されている、また、従来までの離農、規模拡大という路線の修復に新しい農地の管理が

求められている。地域複合にしろ、農地管理にしろ、その主要な担い手をいかに形成するかは、かゝって農村内部における自治機能のあり様が決め手になることはいうまでもない。

## 農村自治

### —宝塚市西谷地区波豆ムラを中心として—

関西学院大学 余田博道

## 関西地区研究会……

期日 七月八日（日）午後一時～五時

会場 京大会館二二七号室

報告者 牧野由朗、余田博通

参加者 岸崎信彦、坂井達朗、清水由文、竹安栄子

鳥越皓之、古川彰、星真理子、松本通晴

光吉利之、南育広、村長利根朗、山岡栄市

横山勝英

## 農村自治

### —制度と主体—

牧野由郎

### 〔漁村の場合〕

村研が「生活破壊」を共通課題にしたが前後から、ここ三・四年ご無沙汰していたので、どういう経緯をへて、何を論点として「農村自治」がとりあげられたか、またなぜ昨年の「史的展開と現状」から「制度と主体」となったのか、研究通信をとおして間接的に、しかも断片的にしか知らないので、充分に主題に沿った報告ができるかどうか自信がない。ただ宿題委員の方から「漁村の事例を出してあとで討論の話題だけを提供すればよい」との言葉に甘えて報告させていただく。

さて、「制度と主体」といった場合、制度にはフォーマルな側面とがあり、また自治といった場合、どこまでが主体的自治であり、どこまでが官制的自治なのか、私にはよくわからないし、その両者を「と」で結ぶとますますわからなくなる。一応、ここでは、明治以降のフォーマルな漁業の制度とその変化、それに対応した漁村の自治、とくにその主体である漁業組合の性格とその変容を中心的話を進めたい。

最初におことわりしておきたいのは漁村と農村との構造的原理の相違である。それは云うまでもなく漁村の基底となる漁業と、農業とのあり方の相違にもとづいている。それについてまず最初に簡単に述べておく。

(1) 漁村においては、その主要な生活手段である漁場が、本質的に農業における土地所有およびその利用形態において性格を異にしている。農地が基本的に個別的排他的に所有され利用されるのに対して、漁場はその自然的条件から、区画細分位して個別的に利用することに適していない。さらに、農地は平面的利用しかできないが、漁場はその重層的利用が可能である。

(2) そのような条件をもつ漁場において営まれる漁業の種類とその形態は、農林業におけるそれとは比較にならないほどの複雑性を示している。たとえば、一方の極には原始的な抽出段階ともいいうべき採貝採藻漁業を営む漁村が、他方の極には独占的大企業による大型船舶漁業を営む漁村（漁港都市）といった具合に、一方では農業よりもはるかに遅れた段階の漁村が、他方ではヨリ進んだ段階の漁村が同時に併存している。

(3) 本来、漁業は自給的性格をもたないので漁村における漁業と非漁業との結びつき方の問題が、農村におけるそれ以上に重要な問題となってくる。ここに、漁民層の「不透明分解」の問題があり、漁村の存在形態を複雑にした要因が存在している。

(4) 徳川期の重農主義がそのまま明治期に受けがれたために、明治期に入っても漁業が独立した一つの生業とは考えられなかつた。

このことは沿岸漁業に関する限り、漁業改革明の今日にいたるまでの漁業政策のなかに一貫してみられる問題である。

## 三

以上のような諸条件に規定された漁業ならびに漁村に関する制度および制度変革はどうであつたか。まず、明治八年、維新政府は六年の地租改正に対応して「海面官有宣言」をとなつて、旧藩以来の漁場支配の体制を一切否定し、新たに「借区制」を採用したが、結果的には大混乱を招來し、わずか一年でこれを廃止し漁場の用益に関する「日慣尊重」を布告した。要するに、他の社会経済的諸機構全般にわたるブルジョア化に対しても、「漁業権に関する限りは他の先進国にその範を求めるに」（竹内利美）漁業のみが旧慣にたよりざるを得なかつたのである。そして明治一九年に漁業組合準則を、同三年にいたつてようやく漁業法を制定し、その後数次にわたる改正（明治四三年、昭和八年、同一年、同一年）を行なつたのち、戦後の漁業法の改正をみて今日にいたつたのである。いま、ここで結論的ないい方をすれば、そうした制度的変革の中で漁村は、その後の漁撈技術の発達、トータルな社会（総資本）の発展などによって、絶えず変化を繰返しながら除々に解体の過程を歩んできたわけであるが、その間、沿岸（地先漁場内）漁業およびそれに依存する漁村において、村落秩序を支えてきたものは、藩政

期以来の「旧慣尊重」であり、その線で制度上の変革も自治の変容も考えられるのではなかろうか。そして、その主体は、チゲ（地下）と呼ばれる行政末端機構＝ムラの自治組織と未分化のまま癒着して、藩政期以来の伝統的な浦浜漁業者を母体として形成された、漁場の管理主体としての漁業協同組合であったのである。

明治三四年の漁業法にもとづく漁業組合規則に準拠して、同二六年後には、各地に旧漁浦を単位として漁業組合の成立をみたわけだが、志摩漁村の例を見るまでもなく、一般に、漁業組合における組合員の資格は、たてまえとして漁業者に限定しながらも、実態はムラのなかで一戸の資格を有する者でなければならなかつた。その慣行がいまなお続いている漁村は多く存在している。

このように漁業組合は、当時の行政村とはかわりなく（明治二一年の町村制には充分留意する必要はあるが）、旧来の漁業集落（

旧村）を単位として形成された。そして旧漁浦時代に占有した漁場を、そのまま地先専用漁場としてうけつき、漁業権の所在だけを形式的に漁業組合に転移させたのである。漁業組合は、このように成立当初からムラの自治組織と密着した矛盾する一面的性格を内蔵したのであり、実質的にはムラが漁業権を管理し、漁場の総有的用益を行つて伝統的な村落秩序を維持してきたのである。

現存する漁村の構造的多様性は、前述した漁業の特殊性と個性的な漁場秩序を基礎としながら、このような漁業組合の特殊な性格に規定されている。すなわち、ムラと漁業組合の一体化段階から両者の分離過程、いいかえれば、漁業組合が本来の協同組合として機能

集団へと変化する過程のなかで、漁民層分解の問題を随伴しながら存在しているのである。

この場合、課題である「自治」を問題にするとき、公法人格をもった行政村と地域の漁民団体であるムラとは、概念的には別個の存在として理解し、両者のかかわり合いを問題にすることができるが、実在するムラは、歴史的に行政と無関係ではなく、両者は一体化し相互補完的性格をもつたものとして存在したのである。たとえば、幕政期の漁村は共同体としての性格をもっていたが、それは体制側からすれば租税徴収の単位であったのであり、この事実は漁場の総有的利用の典型である「村経営」の性格のなかに端的に表現されているといえよう。

#### 四

つぎに、戦後の漁業法の改正と、それが漁村の自治に与えた影響について若干考察しておきたい。戦後の農地法に相当するといわれる漁業法を、旧漁業法と比較した場合、その相違点として次の三つの特徴を指摘することができる。

(1) 「漁場の土地觀」にもとづいた漁業権を、生産手段中心の漁業権におきかえ、漁業権の「所有と經營の不可分原則」を確立したことである。沿岸漁業についていえば、漁業組合が管理してきた従来の専用漁業権は、共同漁業権としてその内容を著しく縮小して、漁業権はすべて「適格性」と「優先順位」にしたがつて原則的に自営者に免許され、漁業権の賃貸、譲渡、抵当化が禁止された。

(2) 漁業権漁業（いわゆる沿岸漁業）に関しては「漁業組合の自営」が大きく表面化され、その資金的裏付けとしては旧漁業権の強

伝統的な漁村秩序を補強した事実も見逃すことはできない。

制的消滅の補償として漁業證券を発行し、組合自営の自己資金に充當させた。これは「沿岸漁村における制度変革の成果は組合の自営の業績とその実績によって評価される」（近藤康男）ほどに、それ以後の漁村の展開に大きな影響を及ぼした。

(3) 農業における農地委員会に相当するものとして海区漁業調整委員会を設定し、漁場の調整、管理の民主化を図ったが、ここでは省略する。

以上であるが、所有と經營の不可分原則にしろ、漁業組合の自営の強化にしろ、それが直ちに個々の漁家經營の零細性や、停滞的な沿岸漁村の諸問題を解決したものではなかったことは、その後の漁村の展開をみれば明らかであろう。たとえば定置漁業権の事例をみても、特殊な真珠養殖区漁業権の事例をみても、実質的に大きな変化を漁村に与えるものではなかった（事例については省略）。しかしながら、それが漁民の大多数を占める小生産漁民に全然影響を及ぼさなかつたわけではない。共同漁業権の縮小化は、一方において共同漁場の拡大再生産（たとえば養殖業の振興など）の示向はあつたが、地元漁民をヨリ強く狭隘な地先漁場へ歸属せしめたのであり、一方においては沖合、遠洋漁場への依存度を高めて地先漁場を形骸化し、漁民層の分解を深化させて、漁場秩序に支えられた村落体制の変容を促進させたのである。その反面、漁業組合の自営の強化が、協同化という名目のもとにイデオロギーとしての共同体を再生産し、

## 五

最後に、漁村における自治のあり様に漁撈技術の変化が果した役割にも留意しなければならない。漁撈技術の発達は、漁業種類の多様性に対応するから個々の事例に即して説明しなければならないので、ここで逐一述べるわけにはいかないが、すでにモノグラフとして報告した。たとえば採貝採藻のムラ、遠洋漁業のムラ、真珠養殖のムラ、遠洋漁業のムラの事例で明らかであり、いずれにしろ、漁撈技術の発達は、総資本とのかかわりにおいて漁民層の分解を促進する最も大きな要因であるだけに、それは漁村の社会構造の変化を起動させる力であり、漁民の自治およびムラの自治組織に大きな影響を及ぼすことは当然である（資料省略）。なお、時間の関係もあって漁村の階層（級）構造とその性格については触れなかつたが、漁村においてはとくに漁業組合の役職者の属性を分析することは、自治の性格を明らかにするために重要なことを付言する。

以上、私は漁村を対象に主題における「制度と主體」を、主としてムラと漁業組合の政經末分化の状態から、両者が分離する過程のなかで考察してきたが、本来、地先漁場の管理は、総資本の影響をうけながらも、漁民の自治の問題であることは明らかであり、両者が分化していく過程の中では生産面における自治の態様も、生活面におけるそれとを解明し、両者の関係を問うことも忘れてはなるま

## (2) 農村自治

### その制度と主体

余田博通

首題について発表することになったが、実はこれから考えようと思つてゐる段階であり、今日は資料紹介に終りそうである。御寛容を乞う。農村を「村落」と読みかえる。

昨年の夏は同じテーマで阪大の熊谷教授に発表をお願いして勉強した。その時も問題であった明治二十一年の市制・町村制実施を境にして、村落の自治を検討しようと思う。

私自身、村落の自治をどのように考へているか、まだ想を練つてない。当面一つの仮設として次の見解を借りておきたい。これは私の見解ではない。

村落の構造と機能について、川本彰氏は「ムラは機能を二つもつてゐる。つまり農民たちの生活と生産の実体は、人間と領土とそれから家畜をも含めまして農作物」この三つが村を構成している実体でありまして、この実体を中心には機能を考えると、人間を保全する、領土を保全する、作物を保全するという三つの機能、これがムラの三保全機能だといえる。ムラがこの三つの保全を独立してやつてゐたんだということが言えるかと思います。」これは中国農試の工藤清光氏の見解でもあつたかと思ひます。機能を大雑把にこう考へて

おく。たゞ、この三つの機能は基本的には家の機能であると私は考へる。ムラは、各家々のこの機能をはたすために集団化し、組織化し、一体となつて自主的・自律的に申合せをつくり、それを破る者には制裁の規約さえつくつてゐる。このような組織的運営には、当然ながら労力や費用を要し、ムラの財政を必然的随伴物とする。このような姿をムラの自治と考えておく。

このようなムラの自治があるならば、ムラは存在するし、ムラの自治がなければムラは消滅したと考えられるであろう。この点を明治二十一年前後について、ムラ側から検討したい。こゝ数年間、宝塚市史の仕事をし、その第三巻でムラの変化をメインテーマとして書く材料として、資料を掘り出してきたので、多少ムラの自治のことも考へてきた。

そこで、最初に明治の初めからの地方制度の変化について、行政村と自然村（ムラ）の変化について述べておく。その前に、とりあげる資料のムラの位置について述べる。宝塚市は西北にわかれ、その間に長尾山山系が東西に横わつてゐる。南部は武庫川の両岸の平野、北部は山間村で明治二十二年成立の西谷村であり、この中の波豆および長谷部落の資料を主に用います。

明治四年四月戸籍法上の区が設けられて後明治二十一年までの試行錯誤の行政上の変化を述べるが、こゝでは省略する。但し、兵庫県の場合は大小区制を施行のとき、大区に相当する区をおき、小区をおかなかつた。従つて從来の村はそのまま認められていた。

明治十一年三新法の時もそのまゝであつた。明治二十二年に町村



あるという三つの組織の結びつきが考えられる。(3) 戦後、地先漁業は解体し、ムラとしてのまとまりが弱くなつたが、戦後の漁業法にのつとつた「漁業組合自営」という方式がイデオロギーとしての共同体をつくりだしている。(4) 戦後、漁業の整備にともない、漁協から自治政組織が分化していく傾向がみられる。この四点である。

また農村を対象とした余田会員の報告は次のようであった。余田会員は兵庫県波豆村（現宝塚市に所属）を中心とした村法などの地元文献史料をつぶさに紹介して、主として以下に述べるようなことを主張された。

川本彰氏はムラを三つの保全機能に分けた。それは人間保全、領土保全、作物保全であつた。ところでそれを近代の諸法制に照らしてみると、明治四年の戸籍法、明治五年の庄屋年寄の廃止、明治五年の大字区制（ただし兵庫県は小区を置かなかつた）等々によつて、人間保全の機能が最初に大きく変化した事実がわかる。また明治七年の地租改正がムラの領域の意識（領土保全）をたいへん明確にしたものではないかと指摘された。

さらに、明治一年の三新法、一三年の連合町村戸長制（総代がムラに置かれる）、明治二三年の町村制（各ムラに常設委員を置く）、大正一〇年の郡制廃止（ムラの体制のたてなおし）、昭和一五年の部落会の設置（いままでの部落が戦時対応したにすぎないと理解する）、昭和二一年の部落会の解散（部落会が解散したのであって部落は残存）、と歴史的経緯を兵庫県の事例に則して詳しく説明された。

あるといふことは、上からのさまざまな制度的変革にもかかわらず、ムラは常に存在しつづけてきた事実をあらためて理解しなければならないということであった。このムラが一貫して存続しつづけたという指摘は、牧野報告とも共通する見解である。余田会員のもう一つの指摘は、行政の末端機構といわゆるムラの自治組織とは相互補完的な存在であつて、現実のムラは行政と無関係ということはありえないという見解である。この指摘も牧野会員の指摘と変わらない。これら二つの指摘はたしかに目新しいものではないが、この両氏の指摘が精密な実証的資料にもとづいたのであつたので、充分な説得力があり、聞く者に深い共感を与えたようと思われる。

そこで結論として主張されたことは、上からのさまざまな制度的変革にもかかわらず、ムラは常に存在しつづけてきた事実をあらためて理解しなければならないということであった。このムラが一貫して存続しつづけたという指摘は、行政の末端機構といわゆるムラの自治組織とは相互補完的な存在であつて、現実のムラは行政と無関係ということはありえないという見解である。この指摘も牧野会員の指摘と変わらない。これら二つの指摘はたしかに目新しいものではないが、この両氏の指摘が精密な実証的資料にもとづいたのであつたので、充分な説得力があり、聞く者に深い共感を与えたようと思われる。

以上の発言にたいし、両者の発表がいわば国の法律の側面から見る傾向が強かつたとおもうが、慣行も法律と同様に一つの制度であり、この慣行についてどのように考えられるかという質問が松本会員から出された。それにたいし、たしかにムラの慣行はしばしばフオーマルな制度（国家によって制定された法令）と対立してムラの生活を守る場合もある。いずれにせよ、制度というとき、慣行をも含めて考える必要があるだろうという見解が余田会員によつて示された。

また光吉会員から、主体といふものをどのようにとらえるかといふ質問があつた。主体は国家とムラの両者にあるという余田会員の意見が示された。けれども今回の報告では、この主体がどのような「主体性」をもつて活動しているかということについては、まったく

く討議ができなかつた。それは両報告ともに、そこまでふれる時間的余裕をもつていなかつたためだが、今後「主体」の範囲の確認と、「主体」の範囲の確認と、「主体性」をもつて動く実態の確認をする必要があることを痛感した。

## 「農村自治」へのアプローチ

東京学芸大学 蓮見音彦

### 第三回研究会報告

共通課題「農村自治——その制度と主体——」をめぐる第三回研究会は次のように行なわれた。

七月二一日 於 中央大学会館二〇一号室 蓮見音彦 「農村自治——その制度と主体——」の論点整理として

各地区宿題委員「各地区研究会（第二回）の報告」

—参加者—

相川良彦、菅野正、北川隆吉、島崎稔  
高橋明善、高山隆三、蓮見音彦、長谷川宏二  
東敏雄、藤田弘夫、安原茂、黒崎八洲次良

以下に蓮見会員の報告要旨を掲載させていただいた。

「農村自治」というテーマは、およそ二つの関心の交錯の上に設定されたものであろう。

第一の関心としては、例えば、「農業に対するきびしい状況のもとで農民として自らの存在を維持し、農業破壊的状況に抗して農業を発展させるためには、個別経営の努力のみでなく、組織的集団的な対応が必要であることはいうまでもなく、そのような対応の一形態として「農村自治」の問題が想到されねばならない。」（安原茂、研究通信一〇号）という指摘をあげることができよう。この視角は、村研が近年とりあげてきた課題、ことに「生活破壊」や「主体的再編成」など、の延長線上にある関心である。そして、「組織的集団的な対応」として、村研が村落を中心的な対象においてきたことからすれば、今日の状況の中で村落がいかなる対応をなしうるのかを問おうとするところに、この課題の意味をもとめるということになるものでもあつたであろう。

しかし、この課題の意味はその点にだけあつたわけではない。この課題の提起はすでにかなり早くに、島崎会員によつて、「其同体としての村落の研究から自治体としての農村研究の転換」をもとめ



るという形でなされていた（研究通信六九号）。自治体研究が都市自治体に傾斜して活発化するという状況を背景に、農村的な地域における自治体の現状とその展望を問おうとするものであり、それ自体として、地方自治論の展開を志向しつつ、自治体改革とそれを

足がかりとしたより広範な改革への展望をもとめるものであったことはいうまでもない。それと同時に、村研にとっては、従来の課題とは「転換」した新らしい対象領域——村落にかわって農村を——を取りあげようとするものとして、重要な意味を含むものであったといわねばなるまい。

昨年からの共通課題「農村自治」は、この二つの関心の接点に構想されたものであろう。したがってこの課題は、第一に、今日における地方自治体がことに農村において、いかなるものとして存在し、いかなる可能性を内蔵しているのか、第一に、その自治の実質化ともいすべき自治体改革とのかかわりにおいて村落を中心とする農村住民の組織的集団的体験が、いかなる問題状況に逢着しつつも、いかなる可能性をもっているのかを問うこととが要求されているものと理解されるのである。今年「制度と主体」というサブテーマがつけられたのも、また研究会において地方自治制度がとりあげられるとともに、さまざまの形での農民の組織的集団的対応が検討の素材とされてきたのも、こうした事情を反映したものということができよう。それらの過程ですでに多くの点が明らかにされてきたのではあるが、ここでは、つきの三つの点についてさらに検討の素材として私見をのべておきたい。第一に、今日の地方自治体ないし地方自治

制度について、第二に今日の農村における自治の意味について、第三に、今日の農村住民の組織的対応をとらえる観角について。

## 二

第二次大戦後の日本の地方自治は、一般に、戦前の制度とは根本的にことなる新憲法に規定された自治制度としてとらえられるものでありながら、現実にはいくつかの点で戦前の官治的な地方行政機構としての側面をとどめているものとして把握されている。しかし、そのようにとらえることの適否をあらためて検討してみることが必要である。この点について、二つのことを考えてみたい。一つは、現代社会における地方自治とはいかなるものかということ、いま一つは、その点と関連して戦後地方自治制度をどう位置づけるのかということについてである。

第一の点については、国家独占資本主義段階における地方自治制度とはいかなるものかということを明らかにする必要があるということを指摘しておきたい。すでに東北地区研究会において、木村武司氏が「財政史からみた地方自治」の報告でこの問題にふれ、イギリスにおいても、古典的な近代自治が、資本主義の独占段階への移行により修正され、さらに国独資段階で一層変質し、「古典的なブルジョア的自治財政は、すっかり変貌してしまった」（通信一一六号、七頁）ことを指摘している。そこでは、第一に、中央政府の活動分野の拡大や行政の中央集権による「集中過程」、第二に、地方財政の国庫補助への依存、さらに、「地方財源一般を補填し、かつ

財政力の地域格差を是正することを目的とした地方財政調整制度といふすぐれた現代的なメカニズムの登場」が、その変貌の内容としてあげられている。

国独資段階が、景気調整や地域格差是正等々のための国の施策の拡大、国家行政の経済過程への強力な介入、国家財政の拡大などの特徴をもつことからすれば、この段階において地方自治体が国の行政の下部機構としての性格を強め、国の政策の地方における実施機関になりざがらざるをえなくなることは明らかであろう。国の経済政策が拡充されるのにともなって、自治体独自の経済政策の領域は狭められる。国のコントロールの下での格差是正の施策が自治体行財政の一化をもたらす。こうして地方自治の形骸化がもたらされる。このような傾向は、すでに木村氏によって示されたところである。

しかし、国独資段階における地方自治については、さらにつけ加えておくべき点がある。国独資段階は、社会主義の現実化による資本主義の「危機」に対応して、資本主義の延命をはかるうとするところに成立してきた社会形態である。そのため、周期的な恐慌の廻避はじめ、経済的・社会的・政治的な混乱を可能なかぎり小さくしようと、経済の計画化や各種の譲歩的な施策が用意される。格差の是正や所得再分配的な施策がとりあげられるのもこのためである。この段階には、いわば「社会不安解消装置」「社会的衝撃緩和装置」という色彩をおびるものがいくつも用意されるようになる。さらに、国独資段階は、生産力のいちじるしく発展した段階であり、その結

果、一方では独占企業と中小企業、近代技術をベースとする工業と自然的な農業との格差がいちじるしく拡大するとともに、他方では大量生産にもとづく物質的生活水準の昂揚などが生じる。これらを背景に、余暇の増大、国民の知的水準の昂揚、都市化社会といわれるように生活の社会全般的進行、福祉要求の増大などの事態が進展する。国独資段階における政治・行政には、こうした要因が複雑に影響する。国民の知的水準の昂揚と社会的政治的不安緩和の必要は、かってのような専制的な支配を困難にさせ、その実質的な内容はともかく、形態的には民主的な制度の拡充がみられざるをえない。かくして、国独資段階においては、国家の機能・権限の強化拡大（集権化）と民主的制度の拡充（分権化）という矛盾した二つの方向が同時に追求されねばならないことになる。一定の範囲での分権化、大衆の政治参加をともないつつ、しかし基本的には中央集権化がはかられる。あるいはまた、資本家利益のみにもとづく経済政策を一方的にすすめるのではなくて、中小企業のための格差の是正や労働者のための福祉の向上をあわせて配慮することになる。

このようにみてくるならば、国独資段階における地方自治体は、その現代的変質をとげればとげるほど、国家との間に一定の分担関係ももつことになり、その結果、つきのよう性格を濃くしてゆくと思われる所以である。すなわち、第一に、経済・産業政策においては、通貨管理・金融財政の管理をはじめとして景気調節や基幹産業にかかわるコントロールは国の管轄におかれ、それと大きく低触しない範囲で、産業のコントロールが地方の裁量にまかされる。第二

に、工業を中心とする生産の全体的なコントロールは国の管理のもとにおきつ、その消費なかんずく共同消費にかかる部門を自治体に分権する。第三に、これらの部門についてのコントロールの分権化によって、全般的な集権化の印象が緩和される。

地方自治体の活動領域として、農業や中小企業などについての或程度の施策がまかされ、格差是正的な施策の一部が分担させられたり、教育、公衆衛生、福祉などの領域が重要なものとなる。これらの自治体の活動領域についての意志決定への参加が拡大されることは、一定の政治的効果をあげる。国家レベルでの圧倒的な力によるコントロールに対しても、自治体にその守備範囲が限定されているかぎり、中央政府とは異なる政治勢力が自治体の権力を掌中におさめても大きな支障を与えることはなく、むしろ政治的対立の緩和という印象を与えることになる。労働運動の「制度化」が現代の一つの悲劇的な特徴といわれるが、分権化なしで参加の制度化が、もう一つの特徴となるのである。

國獨資段階の地方自治体はいかなる特質をそなえているのかを明らかにし、それがいかなる可能性をもっているのかを問うことがなされねばならない。古典的な形の地方自治と現在のわれわれの地方自治を直接比較することは段階的な差を無視した固定的な議論ではないであろう。

第二の日本の地方自治制度の位置づけの問題に移ろう。戦後の地方自治制度については、民主的な地方自治制度が新憲法にもとづいて制定されながら、いくつかの点でその理念が実現されないでいる

とされている。人事の面でも、財政の面でも問題があつて、いわゆる三割自治といった形容が以前からなされてきた。そして、民主的な内実が整わなかつた理由としては、地方制度の改革に対する官僚の抵抗によってサボタージュが行なわれたことや、占領末期以降の逆コースによる再編などがあげられるというのが一般的な把握であろう。

しかし、地方自治制度についても、「戦後改革」の一環としての位置づけがなされてしかるべきであるし、「戦後改革」については、曲折をへながらも、一面的な民主的解放として把握することが適切でないことは、定着した評価になつてきてゐるようと思われる。もちろん、新憲法体制を擁護しその貫徹をもとめるという運動の論理からすれば、あえてこのようない位置づけを地方自治制度に与えておくということは理解できないことではないが、科学的研究の立場からすれば、あえてこのようない位置づけを地方自治制度に与えておけば首肯しえないとところである。むしろ、戦後改革を国家独占資本主義の再編の過程としてとらえるならば、戦後的な型態の資本主義に適合する形に地方行政制度の改革が行なわれ、それに応じた地方自治制度が設けられたとみることができる。

そのようにみると、その中央集権的な地方財政のコントロールは、古典的な地方自治の未完成型態というよりも、國家独占資本主義段階の地方財政の特質を示すものとしてとらえられるべきであろう。こうした把握は、さらに、戦後的な地方自治制度の成立を、新憲法にもとづく地方自治法の制定のみにもとめるのではなくて、より実体的には町村合併による新市町村の成立までを含めてとらえ

るという考え方を用意する。かくして成立した戦後型の地方自治体

が、その後の高度成長期に重要な役割を果してゆくことになるわけである。

いずれにしても、戦後改革の一環としての地方自治制度の位置づけを検討するとともに、わが国の地方自治体の性格規定の再検討が必要なように思われてならない。

### 三

古典的な地方自治がブルジョワの自治であつたとするなら、現代の地方自治は、国家独占資本主義による労働者支配の機構にかぶせられたバラ色のベールといふこともできよう。そこで自治体の活動領域は、都市を構成する主要な人口である労働者の生活と対応する形のものに編成されている。地域社会に存在する大企業は、必ずしもその地域の経済循環の中にはめ込まれておらず、そのコントロールも自治体によってなされる部分はかぎられている。むしろ消費生活にとって必要な諸条件を確保することが自治体の主要な任務となり、多くの共同消費手段を必要とするようになった「都市的」といわれる今日の生活様式が、この傾向を加速する。さらに、都市労働者の生活においては、住民相互の連帯の契機に乏しく、自力で共同消費手段を充足することが困難なところから、自治体以外に消費生活の補完物を見出していくことも軽視しがたい。住民生活からしても、また社会的安定装置という観点からしても、都市自治体が重要な意味あいをもつことは、ひろく指摘されているところで

ある。

それでは農民生活と自治体とのかかわりについてはどうなるのであろうか。ここでは二つの点について問題にしておきたい。まず、都市の工業の場合とはことなって、農業生産においてはその生産をめぐる共同的条件が地域的に確保される必要があつたし、また零細な多数の農家が農業に従事するということとも、その行政による保護を必要とさせる要因となっていた。この領域での自治体の活動については、表面上自治体の農業施策の拡大がみられるものの、実質的な意味では自治体の裁量する範囲は縮小されてきている。國家管理が強まる結果、農業についても国のコントロールの枠が明確化していく。そのもともと明白な表現は生産調整の下での地域農政である。米の生産にはきびしい枠がはめられ、残余の部分で地域農業の発展が計画される。しかし、それも手はなしという訳ではなく、全体的な生産計画との調整を余儀なくされる。もちろん、自治体農政の一定の発展の可能性はあるものの、集権化の強まる中でかぎられた可能性の追求になりつつある。

一方、農村においても、全般的都市化とか都市化社会とかいわれる状況の下で、共同消費手段のもつ意味が増大し、都市自治体の場合と同様に生活環境・福祉などの消費領域のウエイトが高まらざるをえない。農村計画などでのいわゆる生活視点の重視はこの反映である。この方向がすすむとき、農村自治体としての特殊性は次第に稀薄なものとならざるをえない。

#### 四

農村における地方自治体についてはなお問題にされるべき点が多いが、その本格的検討は他の機会にゆずり、最後に農村自治のもう一つの含意である農民の組織的対応についてふれておくことにしよう。ここでも、本来は農民層の存在形態とその組織状況の現時点的特質を分析した上で、いかなる組織的集団的対応が可能であるのかが検討されねばならないのであるが、その点も他の機会にゆずらざるをえない。ここではただ、農民の組織的対応について考察する場合に配慮されるべき視点についてふれるにとどまらざるをえない。

農民の組織的集団的対応について語る場合、当然のことではあるが、なされねばならないことの一つは、農村自治として評価すべき有意味的な方向性を確定することである。たとえば、自治体が裁量しうる限られた領域内にせよよりよい農業のあり方を模索するための組織化であるのか、農業をめぐる国家のコントロールを突破する方向をめざした組織化であるのが、むしろ消費の場面での充実をめざしそれを突破口として自治体の改革をすすめる組織化であるのか……、いくつもの方向での組織的対応を想定しうるであろう。それらのいすれが、いかなる展望をきりひらくのかについて論議が深められねばなるまい。

その論議を省略し、方向性を見定めないままに、ただ活発に動いている部落があるとか、農協があるとかいつても、それでは農村自治をめざした組織的対応を論ずることにはならないであろう。われ

われは無規定的に主体を論じるのではなくて、自治の主体を論じるのでなければならないのである。

## 運営委員会報告

一、七月二一日（土）午後四時より

一、於 中央大学会館二〇一号室

### 一、出席委員

菅野 正、島崎 稔、高橋明善、高山隆三  
蓮見音彦、長谷川宏一、東 敏雄、松本通晴  
安原 茂、黒崎八洲次良

### 一、議 題 七九年大会について

事務局より大会報告の申込が共通課題一件、自由報告九件あることが報告された。

- ① 共通課題には、申込の一件のほかに、自由報告から一件、関西から一件、北海道から一件の参加を依頼する。
- ② 自由報告の八件は、受理する。
- ③ レジメは八月一五日〆切りとし、八月一八日運営委員会において大会プログラムを決定する。場所は島嶋会員に任する。

④ 研究通信は七九年度四回とし、名簿は八〇年度に作成する。

## 運営委員会報告

一、八月一八日（土）午後一時より

一、於 本郷学士会館三号室

一、出席委員

島崎 稔、高橋明善、東 敏雄、安原 茂

黒崎八洲次良

一、議題 七九年大会について

- (1) 自由報告は一名報告時間三〇分、質疑一〇分、課題報告は一名報告時間五〇分、質疑一〇分とする。

- (2) 第二七回大会プログラムは本通信掲載のよう定めた。

- (3) 総会は、事務局報告、会計報告、編集委員会報告、二

- 八回大会の共通課題、八〇年度事務局、二九回大会の開催などを主な事項とする。

- (4) 大会参加費を一名一五〇〇円とする。

以上

と自由論題の論文とによって編集されます。このうち自由論題の論文は、大会での自由発表にもとづく論文を含めて会員の投稿によるものです。次号の年報に投稿を希望される方は、次の要領で、大会当日までに編集委員会事務局（〒一八四小金井市貫井北町四一一一、東京学芸大学社会学研究室、連見音彦気付）に御申込下さい。充実した年報の発行のためにふるって御応募下さい。

(1) 論文は四〇〇字詰原稿用紙八〇枚を原則とし、原稿提出の〆切は昭和五五年四月末日とします。

(2) 申込にあたっては、論文題目（仮題でも可）に、四〇〇字前後の要旨をそえて下さい。

(3) お申込いただいた方には、編集委員会で検討の上、あらためて執筆をお願いいたします。その際に執筆要領をお送りします。

(4) 御提出いただいた論文については、編集委員会で検討し、掲載するか否かを決定します。場合によつては補筆などを願いすることもあります。

(5) 大会で自由発表をされる方も、執筆御希望の有無をお知らせ下さい。大会報告と内容が大きくならない場合には、題目・要旨をあらためてお知らせ下さらなくて結構です。

## 編集委員会からのお願い

### 1. 年報第一六集の原稿募集について

本会の年報「村落社会研究」は、共通課題の報告にもとづく論文布しますが、郵送を希望される方は、御茶の水書房（東京都千代田

### 2. 年報第一五集の刊行について

「村落社会研究」第一五集が刊行されました。大会当日会場で頒

区神田神保町二一三六)に、村研会員と明記して御注文下さい。定価は、四二〇〇円ですが、会員には二割引で頒布します。会員ならばにその周辺の方々が確実に購入して下さりますようお願いします。本号の内容は昨年の大会の成果を中心としたつきの各論文によって必要なことですので、ぜひ購入して下さいますようお願いします。

構成されています。

### 村落社会研究 第一五集

共通課題「農村自治——史的展開と現状」

1. 佐々木 豊「町村是調査運動と農村自治」
2. 高木 正明「明治・大正期町村『自治』政策の展開と町村行政  
担当者」
3. 岩本 由輝「農村自治と農民運動」
4. 白樺 久「兼業農民の労働・生活過程と農村自治の変容」
5. 不破 和彦・新妻 二男「労働・農民運動の展開と地域の政治構造」
6. 杉岡 直人「生産組織の展開過程」
7. 熊谷 苑子「社会学における研究動向」

### 研究動向

1. 大島眞理夫「史学・経済史学における研究動向」

2. 大須 真治「経済学における動向」

3. 熊谷 苑子「社会学における研究動向」

### 会費納入の領収書について

研究通信一一三号にありますように、会員を振替で送金された方には、とくに領収書の発送を省略させていただいております。なお、とくに領収書の必要な方は申出て下さい。また、八〇年度から会費は三千円になりました(通信一一四号)。なお、口座番号は東京六一八〇二二七村落社会研究会です。

### 会員動向

#### 〔住所変更〕

住 田 正 樹 761 高松市円座町一五九六の九

労住協円座西団地二一一号

鳥 越 皓 之 590-01 堺市鴨谷台三一三一五一三〇九

(電)〇七二二(九九)八四二六

三 谷 鉄 夫 001 札幌市北区屯田三条五丁目一〇七番地